

入間市国民健康保険税条例改正要旨

〔 国民健康保険税 〕

◆ 減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直し

- 地方税法施行令の一部が改正され、国民健康保険税の減額の対象となる世帯の軽減判定所得の基準額について、5割軽減及び2割軽減の対象となる所得の算定における被保険者の数に乗すべき金額が引き上げられたため、所要の改正をおこなう減額措置の拡大を図るものです。

〔令和5年3月31日公布、令和5年4月1日施行〕

区分	改正後	改正前
7割軽減	(変更なし)	基礎控除額(43万円) +10万円×(給与所得者等の数-1)
5割軽減	基礎控除額(43万円)+ <u>29万円</u> ×被保険者数 +10万円×(給与所得者等の数-1)	基礎控除額(43万円)+ <u>28.5万円</u> ×被保険者数 +10万円×(給与所得者等の数-1)
2割軽減	基礎控除額(43万円)+ <u>53.5万円</u> ×被保険者数 +10万円×(給与所得者等の数-1)	基礎控除額(43万円)+ <u>52万円</u> ×被保険者数 +10万円×(給与所得者等の数-1)

※7割軽減対象となる軽減判定所得の基準額については変更ありません。